

三農農第1443号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三豊市長 山下 昭史

市町村名 (市町村コード)	三豊市 (37208)
地域名 (地域内農業集落名)	神田地区 (北立石、南立石、田ノ口、土井、山才、川原、岩瀬、砂川、大池、大坪、中屋敷、砂古、長瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区内の農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。
ほ場によって条件が異なるため、担い手への集積・集約化が進まない。
一部管理されていない竹林から竹の侵入が見られ、耕作に支障をきたしている。
一部の農地はすでに山林化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米麦と露地野菜の複合経営が中心となっており、今後も継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	569 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域内外の担い手への積極的な貸付を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内外の担い手への積極的な貸付を行うため農地中間管理機構の機能を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等の補助事業を活用した、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援、農地を斡旋し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため委託可能な農作業については事業者へ委託し、遊休農地発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の被害に対し、地域で連携して被害防止対策に取り組む。

③可能なほ場においてはスマート農業機械を導入し省力化を図る。